

水道料金の見直しと経営改善方策に対するご意見と回答

「水道料金の見直しと経営改善方策」に関しまして、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様のご意見につきまして、町より下記のとおり回答させていただきます。

なお、厚岸町水道広報「すいげん(臨時号)」に、皆様のご意見も踏まえ提案しました「水道料金改定(案)」を掲載いたしました。

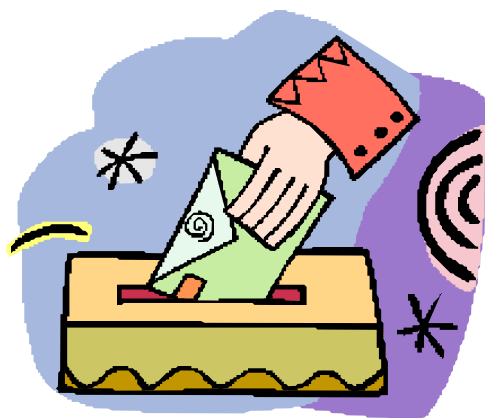
●意見募集の結果

1. 募集期間 平成23年6月24日～平成23年7月25日
2. 提出総数 28件(うち記名なし4件)
3. 提出方法 意見回収箱16件、FAX5件、郵送7件
4. 意見内容 提出された項目別の主な意見

●項目別の主な意見と町の考え方 (1件で複数項目の意見がありました)

項目	主なご意見	町の考え方
(1)料金改定に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定に肯定的な意見 10件 ・料金改定に否定的な意見 9件 ・改定率の再考を求める意見 8件 ・上記のうち農業用の低減を求める意見 5件 	<p>人口減少などによる料金収入の減少が見込まれる状況ですが、今後も安全・安心な水を安定的にお届けするためには、料金を見直し、水道施設の維持や老朽化施設の更新を行っていく必要があります。</p> <p>改定率も最小限必要なものとして提案しています。</p> <p>また、農業用はこれまで水道料金を低く据え置いており農業振興に大きく寄与してきたと考えます。</p> <p>今回の改定(案)は農業のさまざまな事情を考慮し、産業振興の観点から急激な負担増とならないよう提案しています。</p>
(2)料金体系に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・口径別料金体系に疑問あり 1件 ・基本料金が低いという意見 1件 ・現行営業用の見直しを求める意見 3件 ・少量使用者の負担軽減を求める意見 3件 ・1m³からの従量制にすべき 1件 	<p>メーター口径が大きいほど一度に多くの水を使用することができ、そのため、口径が大きいほど水道本管などの設備に多くの費用が必要になることから、負担の公正さという観点で口径別の基本料金を採用する案としました。</p> <p>基本料金については、水の使用の有無にかかわらず給水準備のために必要な費用として負担していただくものです。</p> <p>また、基本料金のほかに、使用する水量1m³ごとに「水量料金」を負担していただくこととしています。</p> <p>使用水量4m³の料金で比較すると増額になりますが、収入額が低い世帯であれば軽減制度を利用することができます。</p> <p>営業用については、業務用に分類され、家事用と口径別基本料金は同額となる内容としています。</p>
(3)経営努力や経営改善に係ること	<ul style="list-style-type: none"> ・ホマカイ川への植樹の提言 1件 ・支出の用途など経営の透明性を求める意見 1件 ・未納者対策を求める意見 1件 	<p>今後も計画的に水源涵養林を取得できるよう努力してまいります。</p> <p>水道事業については年2回、水道広報「すいげん」で予算・決算及び事業内容の報告を行っていますが、より解りやすく詳しくお伝えできるよう努めます。</p> <p>未納者へは徴収の強化や給水停止などの措置を適切に行い、今後も毅然とした対応を続けていきますのでご理解願います。</p>

項目	主なご意見	町の考え方
(4)施設整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の耐震化を求める意見 1件 ・漏水対策を求める意見 1件 ・今後必要な整備費用などの周知を求める意見 1件 	<p>町では老朽化した水道施設を計画的に整備することとしていますが、財源確保が困難なこともあり水道管の耐震化が遅れています。</p> <p>一部が耐用を超えている配水池についても改築更新する予定です。</p> <p>今後必要な整備費用を含め詳しくお伝えするよう努めます。</p> <p>また、漏水調査を断続的に行い漏水の低減に努めます。</p>
(5)一般会計からの繰入に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・コンキリエへの町の支出と対比し水道料金に繰入を示唆する意見 1件 	<p>厚岸町の水道事業は、地方公営企業法にもとづく地方公共団体が経営する企業として運営されています。</p> <p>事業に必要な経費は税金ではなく、皆さんの水道料金によって賄う独立採算制で運営されています。</p>
(6)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・営農用井戸を掘って使うとする意見 1件 	<p>町内の営農地区のほとんどに水道が普及しており、安定した給水は営農に欠かせない条件となっていると思います。</p> <p>自家用の井戸は水質、水量の確保をはじめ、施設の維持管理や電気料などの運転費用は所有者や使用者の責任と負担で行うこととなります。</p> <p>しかし、水道は将来にわたり水質、水量とも安定して供給でき、停電等にも対応できるよう施設の維持、整備、更新を行い、営農を支えていると考えています。</p> <p>近年、営農規模も大きく、水の供給障害が及ぼす影響を考えると、地域の農業者の財産でもある水道の利用を勧めます。</p> <p>なお、水道法の規定により、水道の配管と自家用井戸等の配管は接続することはできません。</p>



編集
水道課 業務係
TEL 52-3131
内線 178~181